

東日本大震災津波の被災3県による合同要望を実施

県土整備企画室

東日本大震災津波の被災県である岩手県、宮城県、福島県の3県合同で、東日本大震災津波からの一日も早い復旧・復興に向けて、7月13日に復興庁及び国土交通省に対し、被災3県の部長による要望を行いました。

被災3県合同要望は、東日本大震災津波の被災県の課題解決に向けて、これまで継続的に実施しています。

要望内容は、国が行う復興事業に関するものと被災3県の復興に係る課題に関するものであり、今回要望した項目は、以下のとおりです。

このうち、「東日本大震災特別家賃低減事業の期間延長」は、災害公営住宅の家賃を低減する事業の期間延長に関する要望であり、岩手県が国へ対して行っている要望としては、今回が初めてとなるものです。

今後も、復旧・復興を成し遂げるため、継続的に国へ働きかけていきます。

【要望内容】

国が行う復旧・復興事業の整備促進に関する要望

- ① 復興に向けた広域道路ネットワークの整備促進
- ② 地域の復興を支える港湾の整備促進
- ③ 被災3県に整備する国営追悼・祈念施設（仮称）の早期整備

被災地における復旧・復興事業と国土強靱化に向けた社会資本整備に関する要望

- ① 復旧・復興事業の確実な予算措置
- ② 東日本大震災特別家賃低減事業の期間延長
- ③ 地方創生・国土強靱化に向けた社会資本整備の確実な予算措置
- ④ 道路整備事業に係る特別措置に関する法律の継続・拡充及び財政支援
- ⑤ 海岸防潮堤の適正管理に要する財政措置の拡充

【復興庁への要望状況】



（右は、長坂康正復興大臣政務官）

【国土交通省への要望状況】



（左から2番目は、毛利信二国土交通省事務次官）